

西日本新聞の調査によると、平成26年度ふるさと納税の寄付申込額1位は長崎県平戸市で10億2420万円です。2位は佐賀県玄海町で8億7420万円、3位が北海道上士幌町で8億2880万円となります。



知っとこ! 「税務のマメ知識」

～ 相続の相談は誰にするの? ～

相続は、誰にでも平等に発生します。いつかはと覚悟をしていますが、悲しみの中、家族だけで手続きをするのは困難なものです。相続が発生した場合、何を誰に相談したらよいのでしょうか？

(税理士事務所)

小倉会計は、税理士事務所です。相続というと相続税の改正がありました。そして、相続税業務は、税理士しかできません。相続税がかからない方は、あまり関係ないと思うかもしれませんが、二次相続や将来の固定資産税・所得税（アパート収入等がある場合）を相談することが有用になることもあります。

(司法書士事務所)

司法書士は、不動産の登記（名義変更）を行います。相続財産のほとんどは不動産のため、多くの方が依頼することになります。登記をしないでおくと、将来売却する場合等には、権利者が複数になり困るため忘れないようにしましょう。

(弁護士事務所)

遺産分割でもめている場合等は、弁護士に解決してもらう必要があります。

(銀行等金融機関)

金融機関によっては、相続税の申告や財産の名義変更のサポートをしてくれます。

最近では、いろいろなところで、相続に関するセミナーや相談会が行われています。小倉会計では、トータルサポートとして、司法書士・土地家屋調査士等の専門家の紹介、保険の提案、将来の節税・納税計画等を行っています。専門家への相談は、費用がかかります。しかし、最新の有用な情報を得ることができます。また、当事務所では、提携している専門家への連絡を取り次ぐこともできます。初回、無料相談もできますので、ぜひご利用ください。